

農業者及び農地を所有されている皆様へ重要なお知らせ

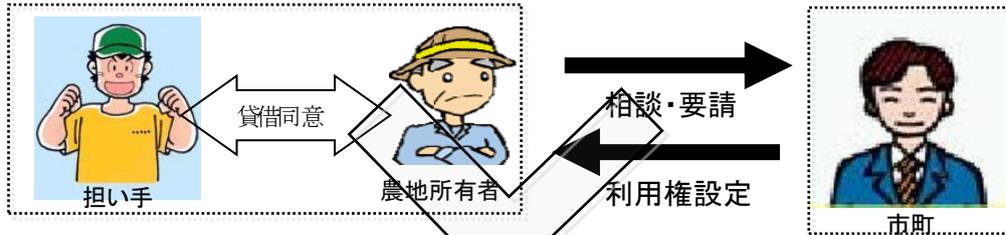
# 令和6年度末を以て農地貸借手続きは「農地バンク事業」に一本化されます

※農地法3条による貸借を除く

袋井市・遠州中央農業協同組合・中遠農林事務所

令和5年4月、農地貸借に関する法律改正が施行され、令和6年度末を以て下記の2つの農地貸借の新規契約・更新が出来なくなりますので、事前にお知らせします。

## (1) 利用権設定等促進事業（通称：利用権）



## (2) 農地利用集積円滑化事業（通称：円滑化）

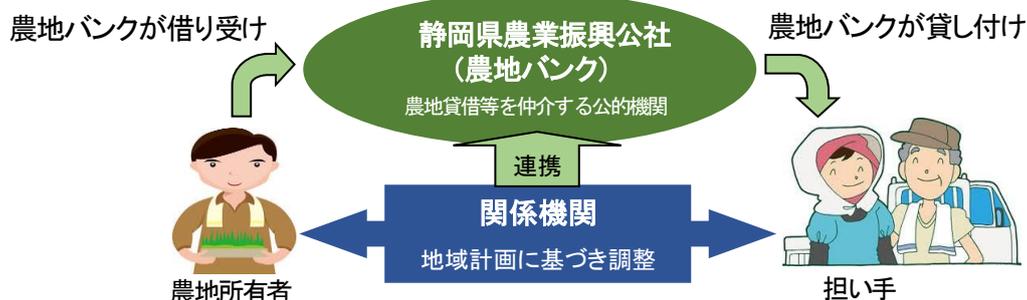


令和7年度からは、静岡県農業振興公社（農地中間管理機構：以後「農地バンク」という。）が、市町・農協等の協力の下、農地貸借を仲介する『農地バンク事業』に手続きが一本化されます。

但し、令和7年度以降も利用権・円滑化の貸借期間が残っている場合、契約満了まで、この契約は有効です。また、農地法3条による貸借制度はそのまま残ります。

### ■農地バンク事業（農地中間管理事業）

平成26年度に始まった法律に基づく農地貸借の仕組みで、農地バンクが農地所有者と担い手の間に入って農地貸借を進めます。



### 農地バンク事業の概要

- 1 原則、貸借は10年をお願いしています。契約満了時、農地は確実に農地所有者に戻ってきます。
- 2 貸借の場合、毎年12月に農地バンクが担い手から賃借料を徴収し、農地所有者に振り込みます。
- 3 農地所有者・担い手には、賃借料の1%＋消費税（最低110円）の手数料をお願いしています。
- 4 契約書類作成は市等の関係機関で行います。内容を確認の上、押印等をお願いします。
- 5 農地所有者は、経営移譲年金の受給継続等の適用を受けることができます。

問い合わせ先：袋井市農政課 0538-44-3167

（表）

# 法律の改正に伴い、令和7年4月から 利用権設定は廃止されます

(これまでの申請では農地の貸借ができなくなります)

利用権設定  
申請用紙

令和7年4月以降に農地の貸借を行う場合には、  
静岡県農地バンクを通じた新制度(促進計画)  
による権利設定が必要になります

※農地バンク事業での賃貸借は、貸し手(地権者)・借り手(耕作者)  
それぞれに賃借料の「1%+消費税分」(最低 110 円)の手数料がかかります

無償での貸借も可能です

(物納の場合、申請上は使用貸借(無償)となります)

例: 賃借料1万円の場合

		農地バンク	
賃借料アリ	借り手 (耕作者)	手数料 110円	貸し手 (地権者)
	10,110円	220円	9,890円
賃借料ナシ (無償・物納)	借り手 (耕作者)	手数料 0円	貸し手 (地権者)
	0円	0円	0円

申請から権利設定までの手続き期間は約9ヶ月かかる見込みです

農地の貸借をご希望の場合は、  
市農政課までお問い合わせください

\* 農地バンク事業(促進計画)の相談窓口 \*

袋井市農政課農地利用係(袋井市農業委員会事務局) ☎0538-44-3167

静岡県農地バンク(静岡県農業振興公社) 中遠駐在 ☎0538-35-1335

(裏)